

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和3年6月11日

県南広域振興局長 佐々木 隆

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ北上常盤台店・ワークマンプラス北上常盤台店 北上市常盤台四丁目177番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 石川店装株式会社及び株式会社ワークマン
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ツルハ及び株式会社ワークマン
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年1月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,389平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 55台
  - イ 出入口 3か所
- (7) 駐輪場の収容台数 18台
- (8) 荷さばき施設の面積
  - ア 荷さばき施設① 40.5平方メートル
  - イ 荷さばき施設② 31.5平方メートル
  - ウ 合計 72平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 8.13立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 株式会社ツルハ
    - (ア) 開店時刻 午前8時
    - (イ) 閉店時間 翌日午前0時
  - イ 株式会社ワークマン
    - (ア) 開店時刻 午前7時
    - (イ) 閉店時間 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌日午前0時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ア 荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで
  - イ 荷さばき施設② 24時間

2 届出年月日 令和3年5月28日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所